

1 本問題ニ要スル費用ヲ全部以テ之ヲ直接ニ
 2 トラヒ味及ルニトシテ可決ス
 3 別七(海軍工務規則)ノ八条ノ一項ノ(号)中傷疾
 4 痛ニ依ル休業者ハ百八十日迄解雇セザルニトシ
 5 改正ノ件 (共立會控申)
 6 (B) 海軍工務規則ノ八条ノ一項ノ(号)中傷疾
 7 痛ニ依ル休業者ハ百八十日迄解雇セザルニトシ
 8 改正セザル傷疾疾病ノ多ク引キ續キ休業者ハ
 9 百八十日間ハ解雇セザルニトシ改正セザル
 10 夕ニ(常務會控申)
 11 実現不可無御下リタルニ始テ可決

1 本問題ニ要スル費用ヲ全部以テ之ヲ直接ニ
 2 トラヒ味及ルニトシテ可決ス
 3 別七(海軍工務規則)ノ八条ノ一項ノ(号)中傷疾
 4 痛ニ依ル休業者ハ百八十日迄解雇セザルニトシ
 5 改正ノ件 (共立會控申)
 6 (B) 海軍工務規則ノ八条ノ一項ノ(号)中傷疾
 7 痛ニ依ル休業者ハ百八十日迄解雇セザルニトシ
 8 改正セザル傷疾疾病ノ多ク引キ續キ休業者ハ
 9 百八十日間ハ解雇セザルニトシ改正セザル
 10 夕ニ(常務會控申)
 11 実現不可無御下リタルニ始テ可決